

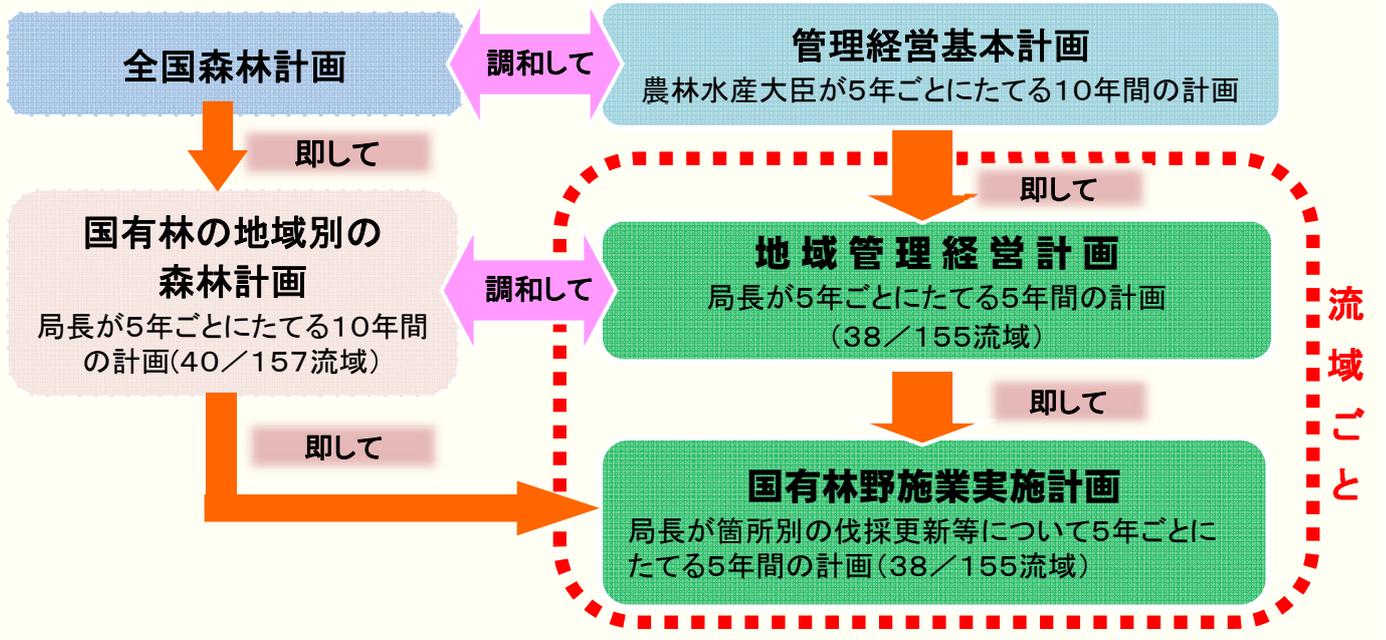
# 平成26年度策定 地域管理経営計画等の概要

近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署

## 湖北森林計画区

### はじめに

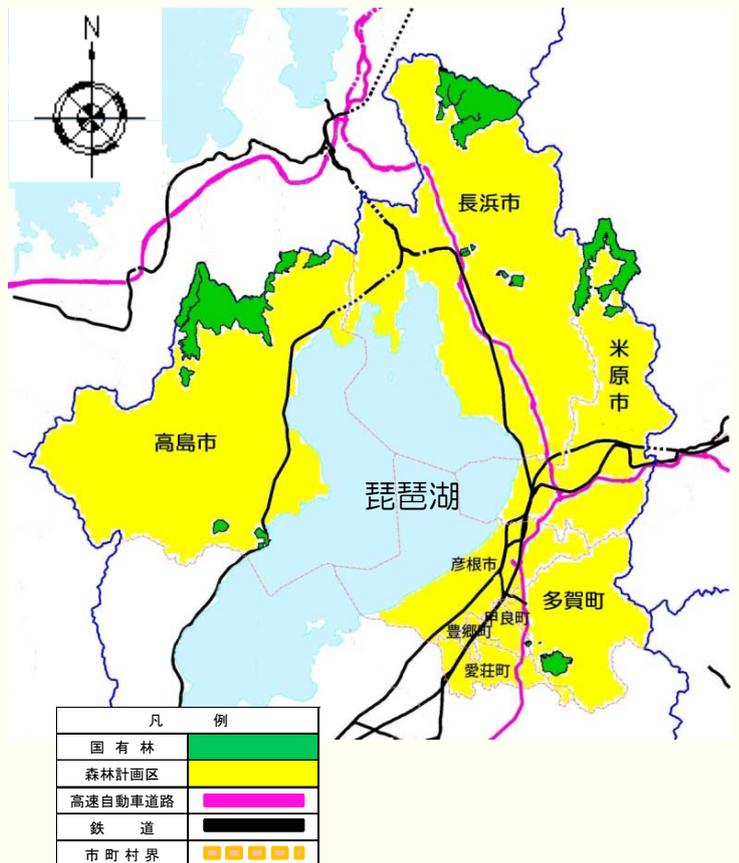
近畿中国森林管理局では、管内に38ある森林計画区について、5年毎に「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定しています。



### 湖北森林計画区の特徴

湖北森林計画区の国有林野10,239haは、福井と岐阜両県との県境脊梁部を主体に比較的まとまりのある団地として分布しているほか、琵琶湖周辺に小面積の団地が散在しています。

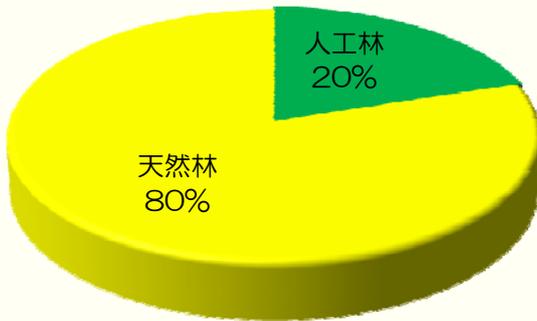
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は10%で、その多くは琵琶湖に注ぐ河川の源流部にあり、水資源の確保など公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。



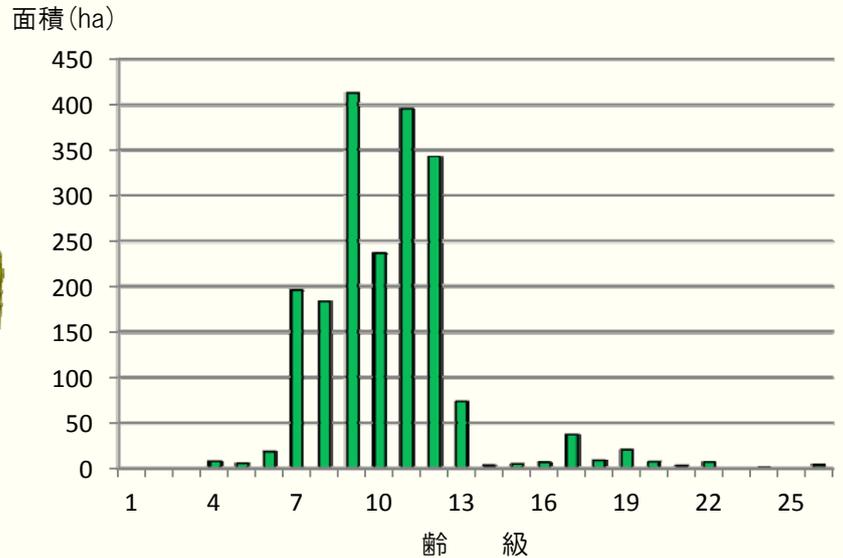
## 森林の現況

○ 森林構成は、林地面積の20%がスギ、ヒノキを主体とする人工林で、80%が広葉樹を主体とする天然林となっています。なお、人工林の約5割が、間伐の対象林分となっています。

人工林・天然林別面積割合



人工林齢級別面積



注 齢級とは、林木の年齢を5年をひとくりにしたもので、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下、3齢級、4齢級と続く

## 計画策定のポイント

- 生育の西限となる希少な湿原植物群落や、ブナ、ミズナラが優先的かつ広範囲に生育している植物群落を保護林に設定し保護・管理に努めます。



- 社会貢献活動としての森林づくりに、参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した「法人の森林」を設定し、森林整備を推進します。
- 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、532ha(43千 $m^3$ )の間伐を実施し、間伐材の有効利用に努めるとともに、16ha(3千 $m^3$ )の主伐を実施し、木材の計画的な供給に努めます。

# I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## 1 機能類型に応じた管理経営

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、次のとおり機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ
<p>災害に強い国土基盤の形成、安全で快適な国民生活を確保することを重視する観点から山地災害防止機能及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。</p> 	<p>生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性の保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。</p> 	<p>国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健・文化・レクリエーション機能の発揮を第一とすべき国有林野です。</p> 	<p>騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野です。</p> 	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、他のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野です。</p> 

湖北森林計画区の機能類型別森林面積

区分	山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ	合計
面積(ha)	5,223	2,721	359	—	1,936	10,239
比率(%)	51	27	4	—	19	100

注：四捨五入により内訳と合計が合わないことがあります。

## 2 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ組織・技術力、資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

- ① 低コスト化を実現する施業モデルの普及と展開
- ② 林業事業者の育成
- ③ 民有林と連携した施業の推進
- ④ 森林・林業技術者等の育成
- ⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発



### 3 主要事業

○伐採については、主伐で16ha(約3千m<sup>3</sup>)、間伐で532ha(約43千m<sup>3</sup>)を計画します。

種 類		第5次計画	第4次計画
伐採総量	主伐	16ha (3,215 m <sup>3</sup> )	—
	間伐	532ha (42,920 m <sup>3</sup> )	438ha (34,263 m <sup>3</sup> )



種 類		第5次計画	第4次計画
更新総量	人工造林	15.57 ha	—
	天然更新	—	—
保 育	下 刈	46.71 ha	—
	除 伐	—	—
林道事業	開 設	1,500 m	—
	改 良	420 m	1,930 m
治山事業	保全施設	19 箇所	15 箇所
	保安林整備	—	230.21 ha

- 注・主伐とは、利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。
- ・間伐とは、育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。
  - ・更新とは、伐採等により樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。
  - ・除伐とは、育てようとする樹木の成長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。

## Ⅱ 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 保護林

原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として「保護林」を設定しています。

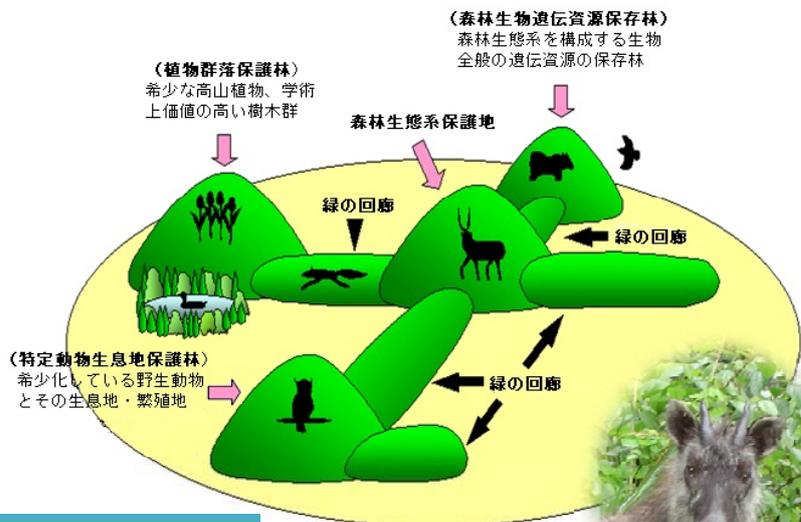


種類	名称	特徴等	国有林名(市町村)	面積(ha)
植物群落保護林	三国山湿原植物群落保護林	生育の西限となる希少な湿原植物群落の保護(キンコウカ外)	山田山(高島市)	30.86
〃	上谷山ブナ・ミズナラ植物群落保護林	ブナ・ミズナラが優先的に生育している植物群落の保護	上谷山(長浜市)	573.74

注 植物群落保護林とは、希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群の保存を目的とする保護林。

### 2 緑の回廊

個々の保護林等を連結して、野生動植物の生育・生息地の拡大と相互交流を促し、効果的に森林生態系の保護・保全を図るため、「越美山地緑の回廊」を設定しています。



ニホンカモシカ

名称	延長	面積
越美山地緑の回廊	6 km [66]	2,010.64 ha [24,483]

注： [ ] の数値は回廊全体の延長及び面積を表す。

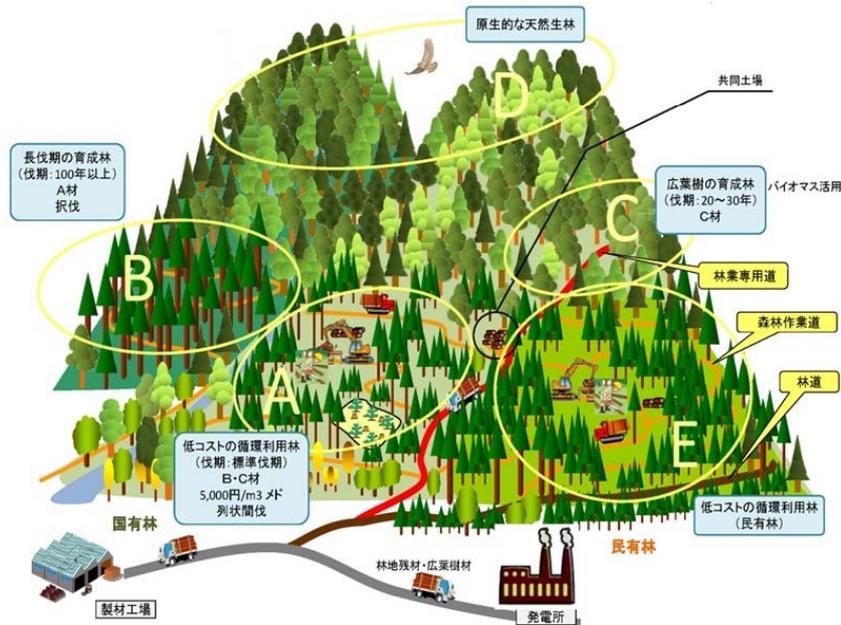
# Ⅲ 林産物の供給に関する事項

## 1 木材の計画的な供給

列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、木材の計画的な供給に努めます。

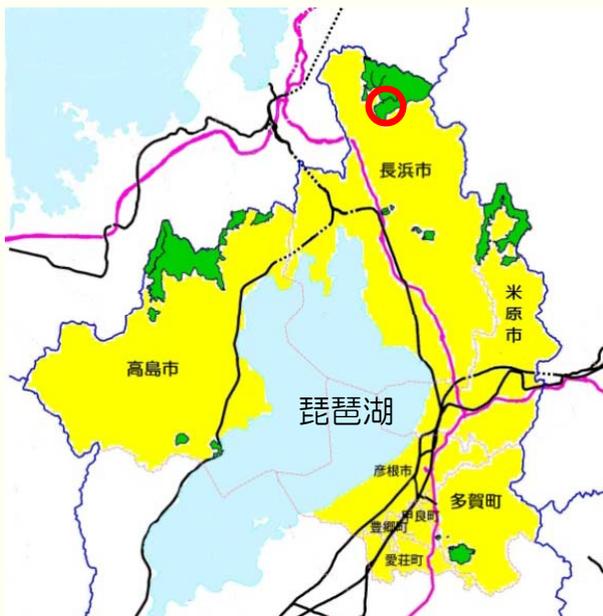
また、人工林資源の成熟に伴い主伐を推進することにより、木材供給量が増加することを踏まえ、安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるとともに、伐採搬出についても、林地保全に十分配慮した搬出に努めます。

目指すべき姿のイメージ



## 2 木の文化を支える森づくり

民有林からの供給が期待しにくい世界文化遺産等に指定されている歴史的木造建造物の修復用材の供給に備えてケヤキの「文化財継承林」を設定しています。



種類	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	備考
文化財継承林	上谷山 (長浜市)	65.76	ケヤキ

## IV 国有林野の活用に関する事項

### 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したものと快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民の利用に提供します。



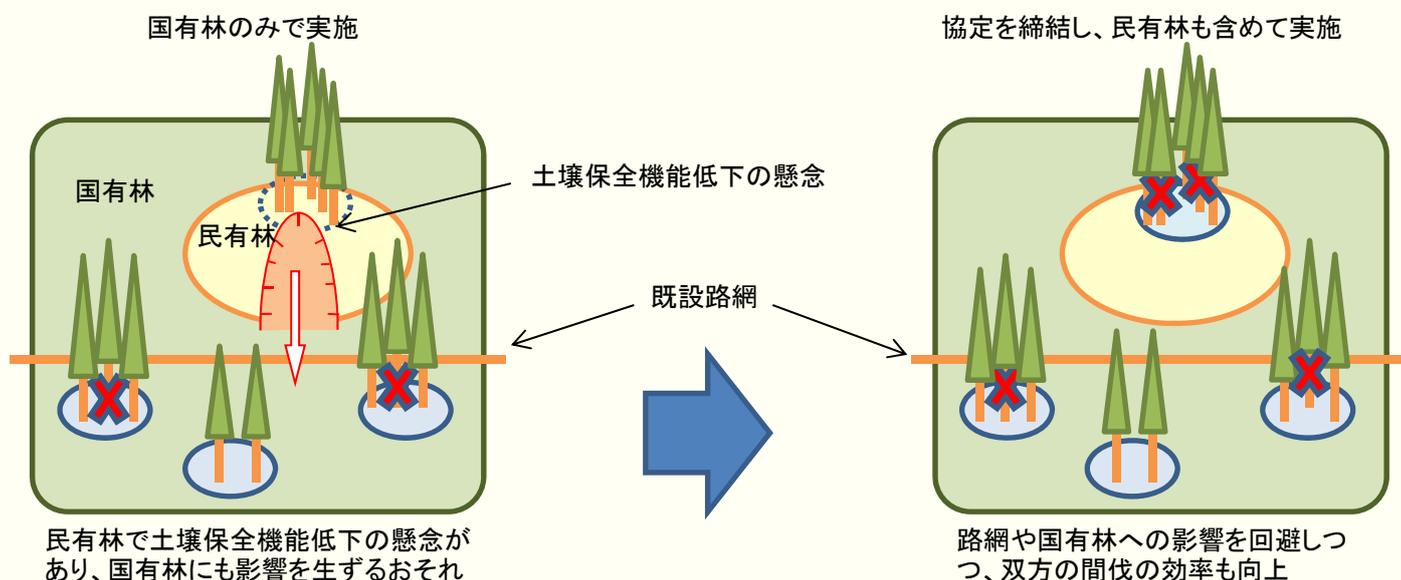
種類	名称	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	既存施設の概要
野外スポーツ地域	奥伊吹	奥伊吹(米原市)	316.43	スキー場、展望台(民間) 遊歩道(国、民間)

注：「既存施設の概要」は整備された代表的な施設の概要で（ ）は管理主体等。

## V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と 認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

国有林野の中に介在地として所在する民有林野の所有者等と「公益的機能維持増進協定」を締結し、路網を整備し、間伐などの施業を民有林野と一体的に実施する取組を推進します。

また、民有林野の所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。



## VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

### 分収林

社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加、協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した「法人の森林（もり）」等の設定を行い森林整備を推進します。



設定の目的	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	備考
法人の森林	河内山（高島市）	6.94	
〃	ハッ尾山（多賀町）	1.77	

注 法人の森林とは、企業等と国がともに森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合で分け合う制度（分収林制度）で、既存の森林を整備する「分収育林」と、植林によって新たな森林を造成する「分収造林」の2つがある。

#### 【本冊子に関するお問合せ先】



国民の森林・国有林

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号

林野庁 近畿中国森林管理局 計画保全部 計画課 Tel (代) : 050-3160-6700

〒520-2134 滋賀県大津市瀬田3-40-18

林野庁 近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署

Tel (代) : 050-3160-6115